

○越谷市社会福祉審議会条例施行規則

平成 27 年 3 月 25 日

規則第 28 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、越谷市社会福祉審議会条例（平成 26 年条例第 60 号。以下「条例」という。）第 11 条の規定に基づき、越谷市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会)

第 2 条 専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 民生委員審査専門分科会に属すべき委員は、社会福祉法施行令（昭和 33 年政令第 185 号）第 2 条第 1 項に定めるところによる。

3 専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）の決議は、重要又は異例な事項を除き、これをもって審議会の決議とする。

(審査部会)

第 3 条 審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、社会福祉法施行令第 3 条第 2 項に定めるところによる。

2 審査部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。

(会議の通知)

第 4 条 委員長は、条例第 6 条第 1 項の規定により審議会の会議を招集しようとするときは、会議に付する案件並びに会議の開催日時及び場所を定め、あらかじめ委員及び当該案件に関係のある臨時委員に通知するものとする。

(会議の公開)

第 5 条 審議会（民生委員審査専門分科会及び審査部会を除く。）の会議は、公開とする。ただし、審議事項により必要と認める場合は、非公開

とすることができる。

(意見の聴取等)

第6条 審議会は、必要に応じて委員及び臨時委員以外の関係者に対し、審議会の会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(準用)

第7条 第4条及び前条の規定は、専門分科会及び審査部会について準用する。

(庶務)

第8条 専門分科会及び審査部会の庶務は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める課において処理する。

- (1) 民生委員審査専門分科会 福祉部福祉推進課
- (2) 障害者福祉専門分科会 福祉部障害福祉課
- (3) 児童福祉専門分科会 子ども家庭部子育て支援課・子ども育成課
- (4) 地域福祉専門分科会 福祉部福祉推進課
- (5) 審査部会 福祉部障害福祉課

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。